

## 第8回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	平成28年12月16日（金）10:30～11:30
項 目	住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価について（公開審議）
出席者	審査会委員 櫻井会長、重永委員、時枝委員、日高委員、松木委員 市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課 新貝係長、兒玉主査
事務局	総務局文書館 西之原館長、三山係長、奥野主任
傍聴人	0人
内 容	

住民基本台帳に関する事務について

（戸籍住民課）《新貝係長が全項目評価書（案）について説明》

お手元の資料の中で「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（改訂案）の概要について」という資料を一番上に付けている。

簡単に説明すると、市長は、全項目評価を自ら行って、その対策を評価し、住民から意見を聞いた上で、さらに第三者点検を受けて公表することになっている。この一連の手続きを「特定個人情報保護評価」と言う。住民基本台帳は、平成26年12月に第三者点検を行った。この内容をご存じない委員もいらっしゃると思うが当初の審査会でやっている。通常であればそのままその運用を今後定期的に見直していくというサイクルになるが、今回は、重要な変更というものになるため、再度内容を評価してもらうことになった。

まず重要な変更とは何なのかという話をする。住民基本台帳は基本的にはセキュリティ措置が施された北九州市内のサーバー室にある。今回コンビニ交付をするにあたって、この住民基本台帳のデータは、市外のコンビニ交付用のサーバー上に副データとして保管することになる。こうなると、住民の方から預かった重要なデータを外部に保管することになるため、重要な変更ということに当たり、再度内容が妥当かどうか委員の方に点検していただくことになった。

評価書の主な改訂内容だが、まずは、証明書コンビニ交付サービスについて、簡単に説明しておきたい。お手元の資料に総務省からのパンフレットをダウンロードしたものがあるが、この中にコンビニ交付とはということが概要として記載されている。コンビニ交付の元々の歴史は、ざっと言うと、平成22年くらいから順次やっていて、福岡県内では、平成24年8月に福岡市が早い段階でサービスを開始しており、政令市の中でも最初であった。今、コンビニ交付サービスを行っている自治体は、12月1日時点で、全部で289団体。これはホームページで公表されている。マイナンバー制度が始まったことで、マイナンバーカードが広く国民に普及されていく。このカードを使ってコンビニ交付も取得できるようになるため、その他の市町村も順次このコンビニ交付サービスに参加している。北九州市でも、今の予定では平成29年5月からコンビニ交付サービスをすることにしている。

話は逸れるが、そもそも北九州市がコンビニ交付サービスを導入することに至った経緯だが、現在自動交付機というサービスを行っている。市内11ヶ所にあり、この自動交付機の機器が古くなってしまい新しく交換するかという議論があった。政府も積極的にコンビニ交付を促進していることなどから自動交付機サービスを止めて、5月からコンビニ交付サービスをするということになったという経緯がある。

さてコンビニ交付サービスの説明に戻る。サービス提供時間は、朝の6時半から夜の11時まで。年末年始を除いたほぼ毎日、マイナンバーカードによってすぐ住民票と印鑑

登録証明書が取れるようになる。主要なコンビニエンスストアで取れるようになる。

次に「コンビニ交付概要図」の説明をする。「LGWAN-ASP 証明書コンビニ交付システム」に北九州市の住民基本台帳の副データをコピーする形。当初は電子媒体でこのサーバーの中に入れるが、日々転入とか転出など異動が発生する。その異動についてもリアルタイムでコンビニ交付システムに反映するようなシステムの作りになっているため、若干の時間差はあるが、すぐに最新の状態で取ることができるようにしている。次に証明書を交付する大きな流れを説明する。マイナンバーカードを持って近くのコンビニに行き、暗証番号入力等をする。その要求は、証明書交付センター（J-LIS）地方公共団体情報システム機構の一箇所に集約される。このセンターは、どの市町村の要求かを判断して、各市町村に振り分ける。受取った市町村側は、住民票を作成し、再びセンター経由でコンビニまで返信する、という流れである。

次にコンビニ交付のセキュリティ措置についてまとめた。青い枠は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が定めた安全措置が施されているため、ここについては今回の評価対象外。評価対象外だが、簡単に説明すると、マイナンバーカードは暗証番号が登録されているため、例え落としても他の人が取ることはできない。コンビニの店舗は、監視カメラを置くことは定められている。キオスク端末は、色んな機能が打てるようになっている。ここにマイナンバーカードをかざして暗証番号を入力して住民票を取るという流れになるため、基本的には従業員の目に触れずに住民票を取ることができる。従業員の目に触れずということだが、たまに紙詰まりということがある。その際はどうかというのと、詰まった紙を取り除くのは従業員しかできない。詰まったものはぐちゃぐちゃになっているが、それに従業員が無効というスタンプを押して必ず本人の元へ返すという運用になっている。コンビニのゴミ箱に捨てて情報が洩れるようなことはない。取り忘れ対策としては、取り忘れた場合、音声で知らせようになっている。

通信の安全性としては、やり取りするデータはすべて暗号化されていて、J-LIS の規約に則っている。証明書交付センターでの安全措置だが、偽造防止情報としてうら面データを作ることになっている。通常、住民票の写しを区役所が交付する際には、偽造防止用紙を使用するが、コンビニ交付の場合は、普通の A4 版用紙・白紙を運用する。そのため、うら面におもての情報を暗号化した画像情報を後ろに貼り付けている。暗号化した情報を受け取った金融機関等が中身を読んで偽造したものでないことを確認できるような措置があるため、うら面データを作るようにしている。少し説明すると、スクランブル画像といって、ぱっと見ただけでは何が書いてあるか分からないようになっているが、スキャナーで読み込んで問合せサイトに問合せると回答が返ってくると、おもて面を少し小さくした画像が見ることができ、内容が偽造されていないことが分かるようになっている。実際住民票を受け取る金融機関や事業者が問合せサイトを使うことになる。また、この他にもいろいろな偽造防止措置が施されているため、一般の人が偽造しようとしてもかなり難しい。

次に ASP サービス接続資格審査済と書いているが、ASP とは Application Service Provider の略でサービスを提供する事業者のこと。LGWAN というのは政府の専用回線で、LGWAN - ASP というのは、政府の専用回線に接続できる民間の事業者。北九州市はここにデータ送ろうとしているが、実際にこの事業者は市外業者のためデータは市外にあるということになる。接続するには資格審査があり、データセンターの災害対策で地震が起きても大丈夫なのかとか、事細かく定められている。この審査があり、この審査基準を満たしているコンビニ交付システムにデータをコピーするという形になる。おおよそはこのようにコンビニ交付の一連の流れにおいて、セキュリティ措置は定められた基準に

則って運用されるということをご認識いただきたい。今回のポイントは、赤枠で囲まれた部分、北九州市の住民基本台帳から LGWAN - ASP という市外にあるサーバーにコピーする、この部分は各市町村の方で自ら評価しなさいということになっている。この辺について、次に説明する。

変更箇所（主なもの）という資料について、今言った内容をざっと書いてあるが、大切なところだけを説明する。（全項目評価書の）20 ページの住民基本台帳ファイル 4. 委託事項 4 のコピーするときの提供方法で、④の委託先への特定個人情報ファイルの提供方法の電子記録媒体、LGWAN の暗号化通信についてである。当然渡すときには鍵をかけて暗号化した電子ファイルで、受渡し処理もきちんと行って、先方の市外事業者に渡す。それ以降は、LGWAN という専用の回線を使用してデータを渡す。ここは、一般の人が入れないネットワークで、さらに暗号化しているので、データを盗み見られるということはない。29 ページの保管場所と消去方法、ここがポイントとなる。保管場所については、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する、ということになっている。これについては、我々が業者を選定するときの調達仕様書において、入退室管理を厳重にすることということに触れた上で入札を行っている。応札した LGWAN-ASP の事業者は当然資格審査も終わっているの、その分をクリアした上で入退室の管理を厳重にすることになっている。消去方法については、不要なデータは定期的に削除するようになっている。58 ページの具体的な対策の内容について、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナント、他の市町村との混在によるリスクを回避する、としている。特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。技術的な話になったが、この全項目評価の中でシステム的な話も入れているが、一番大切なのは、住民の方から預かった住民データを間違いなく安全な形でコンビニ交付サービスができるように提供することで、我々の方でできる限りの措置はしており、間違いを起すことなく安全に運用していきたいと思っている。このような概要で全項目評価書を作成した。

以上で住民基本台帳に関する事務についての説明終了。

#### 質疑応答

- （審査会委員） 市外にある LGWAN-ASP 証明書コンビニ交付システムは、調達仕様書で確認したということだったが、実際現地に行かれてご覧になったのか。
- （戸籍住民課） 実際に現地に行ったことはない。ただし、サービスが開始する前に一度現地に行って、我々の目でセキュリティ措置がきちんと施されているかは確認する予定である。
- （審査会委員） 北九州市の住民基本台帳のサーバーは北九州市にあるということ。
- （戸籍住民課） 北九州市にある。
- （審査会委員） ここから市外のサーバーに行く過程の接続というのはどうなっているのか。
- （戸籍住民課） 北九州市と J-LIS・証明書交付センター間の接続であるが、北九州市は元々 LGWAN という役所と国・政府しかアクセスできない専用のネットワーク回線。通常、一般の方は入れない。インターネットからも切り離されている専用回線で、これによって、政府と色んな通信をしているが、J-LIS も LGWAN と

いう大きなところに接続しているイメージ。国の省庁、地方自治体、証明書交付センターが同じ専用ネットワークに繋がっている。LGWAN - ASP というこの会社もその中に入っている。北九州市もそこに入っている。一つの LGWAN という大きな回線の中でやりとりしているということ。

(審査会委員) 最終的には同じネットワーク回線ということか。

(戸籍住民課) 同じである。ネットワーク回線自体はとても複雑なもので、網の目のように張り巡らされているため、説明は難しいが、専用回線でなおかつ暗号化されている回線でデータセンターに安全に渡すという形にしている。

(審査会委員) LGWAN の J-LIS に繋がるネットワーク回線というのは、市が責任をもってやっているものか、それとも J-LIS の方か。

(戸籍住民課) LGWAN 自体は主に J-LIS の方で保守・管理を運用している。北九州市についても、LGWAN に接続する部分は規約に則った形で接続している。ファイアウォールとか政府基準に定められた機器を設置して、それを前提に LGWAN に繋げてもらっている。LGWAN の入口も北九州市にあるが、サーバー室の中で厳重に管理されている。

(審査会委員) 評価書の 20 ページに委託先名が書かれていて、これが外部委託先ということだと思うが、外部委託先が信用できる場所なのかどうかということについても、その説明が評価書の中にあっただ方がいいのではないかと、というのが一点と、外部委託先に対する指導・監督とか外部委託先における従業員に対する研修とかの体制が十分にできているかどうか、ということの評価について、ちょっと記載がないかなと感じた。

(戸籍住民課) 実際は、調達仕様書の方にそこは明示しているのと、契約は締結しているのでそこは担保されている。しかしながらおっしゃるとおり全項目評価の中にそこまでは書いていない。委託先の確認については、名称は書かれているので確認できるが、契約書の内容については、北九州市情報公開条例に基づく開示請求により確認することができる。やはり全部載せてしまうとかなり分厚くなってしまっていて大変なので、確認できるという言い方で宣言した形にしている。

(審査会委員) 市民からすると不安に思うというか、そのあたりに担保されているかどうかが一番気になると思うので、ある程度、大丈夫という感じでどの程度書かれるかは分からないがあっただ方がいいかなという意見。

(戸籍住民課) 全項目評価の中に、ご指摘のあった内容もどういった形で書こうかというのはあって、国の様式なので全部書こうとすると書ききれない。ピックアップして委託事業者に関する色々な措置について記載するページが 62 ページにある。ここに委託先による特定個人情報に関するルールをどういうふうに定めているかをまとめたものは、先ほどの 20 ページよりも深い。ご指摘のところには確かに網羅されているものではない。規定された内容がきちんと契約の中に謳われているかというのは 62 ページ、63 ページに書いている。ただ、委託事業者もたくさんあるので、市民の方もこういった事業者で大丈夫なのだろうかと思うのは分かるが、契約内容を 62 ページにまとめたものでご理解いただきたい。どうしてもその中身ということであれば、開示請求で見ることができるので、どうかその辺のところはご理解いただきたいと思う。

(審査会委員) 委託業者はたくさんあるのか。

- (戸籍住民課) 実際、コンビニ交付に関してはこの TKC・NDKCOM 共同事業体だけが、住民基本台帳を運用していく中での委託事業者はいくつかある。北九州市ではサーバーのハードウェアの委託や事後処理の委託などがある。日立・NTT データ企業連合にサーバーのハードウェアを委託しており、住民基本台帳システム自体の構築・運用は、RKK コンピューターサービスという会社。そういうものがいくつもこの中に記載している。基本的には情報セキュリティに関する契約は、市の契約書のひな型が準備されていて、事細かくセキュリティに関する色んな制約がズラッと記載されている。安全措置とか社員の教育とかプライバシーマークの取得と提出とかが書かれている。具体的な契約書の内容は評価書の中にはないが、そういった北九州市が定めた安全措置を必ず契約書に書きなさいという指導の下に契約しているので、そこについてはそれで担保していると我々は思っている。基本的にはうちが委託している色んな事業者とは同一のセキュリティ規約が網羅された形で締結しているので、そこは大丈夫だと判断している。
- (審査会委員) 62 ページの再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保について、十分に行っていると。再委託先があるということで書かれているが、先ほどの 20 ページだと再委託は行わないとなっているのはなぜか。
- (戸籍住民課) 20 ページのコンビニ交付システムについては、TKC・NDKCOM 共同事業体は再委託をしない。62 ページに書かれているのは、住民基本台帳を運営していく中で、一部再委託している業者がある。サーバー自体は日立・NTT データ企業連合というところに委託しているが、例えば一部の印刷物を外部に再委託をするケースなどがあり、その分がここに書かれている。参考までに申すと、再委託先についても同様に市の契約先と同じようなセキュリティの内容で審査して、申請と承認の手続きを行うことになっている。そこもきちんと規定に基づいて処理を行っている。
- (審査会委員) 20 ページのファイルの提供方法のところ、先ほどの話では、暗号化通信を行うことがメインだと。電子記録媒体のところに○が付いているが、これはどんな場合か。
- (戸籍住民課) 最初に 97 万件の住民データを、LGWAN で送れば一番良いが、最初はすごくデータ容量が大きいので、最初だけは電子記録媒体で暗号化された電子ファイルを送付することになる。それもセキュリティ便という手段を使って現地に送って、向こうのサーバーに入れ終わったら、その内容を削除・粉碎するという方法で、安全確実に送付している。初回だけはどうしても電子記録媒体で送らないといけない。1 回送ってしまえば、あとは転入転出の差分なので、それ以降は LGWAN の暗号化通信で閉塞されたネットワークの中でやりとりをするため、二つに○をしている。
- (審査会委員) 転出転入の情報というのは、北九州市から送るとなっているが、状態としては上書きしているということか。
- (戸籍住民課) はい。転出してしまっただけで北九州市民ではない状況でも、一定期間はこの中に保管されているが、法律で定められた保存期間が終わったら削除されるようになっている。
- (審査会委員) それは自動的に削除されるのか。
- (戸籍住民課) 自動的に削除される。プログラムの中で、削除対象の人は落とせるようにしてある。

(審査会委員) コンビニ交付のシステム自体は、北九州市民であれば全国どこでもコンビニであれば取れるということか。

(戸籍住民課) コンビニ交付のそもそもの制度だが、マイナンバーカードを持っていて、北九州市民であれば、東京へ行ったときに東京のコンビニでとることができる。便利になる。

(審査会委員) マイナンバーに反対している人もいらっしゃる。自分はコンビニ交付とかしなくてもいいと。こういう制度に乗っかりたくない人はどのようにしたらよいか。

(戸籍住民課) 確かに、マイナンバーの番号を振られることが嫌という方も中にはいらっしゃる。実際のところは、反対されている方も全国一律にマイナンバーは付番されていて、この住民基本台帳の中に、各市町村が責任を持って記載事項項目として記載している。マイナンバーカードは申請したりしなかったりそれは各自自由である。制度に反対されている方は、マイナンバーカードの申請はしないと思うが、マイナンバーカードは取ったがどうしてもコンビニでは出たくないという方もいるかと思う。その場合でも、ある特定の人にはコンビニサービスができないという機能も具備されている。なので、申し出れば、万が一紛失等したときに、住民票と印鑑登録証明は取れないようにしてくれという要望は受け付けることができる。

(審査会委員) マイナンバーカードを持っている人が、市に電話して、自分はコンビニとか危ないから自分だけ外してくれと。そういうこともできるのか。

(戸籍住民課) できる。話は逸れるかもしれないが、マイナンバーカードはコンビニサービスだけではなく、政府の方で将来的に色々なサービスを行うことが検討されている。例えば、図書館カード。お住まいの図書館と近隣の他の市町村の図書館は、今のところそれぞれで図書館カードを持たないといけませんが、最終的にはマイナンバーカード1つでできないかということも検討されている。そういったときに、コンビニ交付の停止だけでなく、カード自体全部止めるということもできる。J-LIS というところがカードの発行元だが、カードを紛失したときに全サービスを停止ということも電話1本で24時間止められる。なお緊急停止ということしか受け付けない。所定の手続きで本人確認をした上での再開は、市町村がやることになっている。

意見聴取終了。

(審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。